

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 上下水道総務課

不利益処分の内容	公共下水道受益者負担金延滞金の徴収	
根拠法令等及び条項	栃木市下水道事業受益者負担に関する条例第13条	
処分基準	根拠条項	栃木市下水道事業受益者負担に関する条例第13条
	参考事項	栃木市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成30年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市下水道事業受益者負担に関する条例抜粋 (延滞金)</p> <p>第13条 管理者は、納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金に延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 延滞金の額は、当該納付期日後に納付する負担金の額に、その納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.5パーセントの割合をもって計算した金額とする。</p> <p>3 前項に定める延滞金の額の計算につき、同項の定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>4 管理者は、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合において、延滞金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>栃木市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程抜粋 (延滞金の端数計算)</p> <p>第14条 条例第13条の規定による延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金又は延滞金の額に端数があるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の4の2を準用する。</p>	